

第10回 軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議

(軽井沢バス事故を踏まえたこれまでの対応及び今後の方針)

令和7年11月10日

事故概要

- ・2016年（平成28年）1月15日（金）午前1時52分頃、長野県軽井沢町の国道18号線碓氷バイパス入山峠付近において、貸切バス（乗員乗客41名）が反対車線を越えて、道路右側に転落。
- ・**乗員乗客15名（乗客13名・乗員2名）が死亡、乗客26名が重軽傷（骨折等の重傷22名・軽傷4名）を負った。**
- ・バスは、スキー客を乗せ、東京を出発し、長野県の斑尾高原に向かっていた。

事故発生後の国土交通省の対応

- 事故直後、国土交通大臣を本部長とする対策本部を設置（計17回開催）
- 被害者相談窓口（本省・地方運輸局）で、被害者の方々からの相談・要望に対応
- 貸切バス事業者「(株)イーエスピー」に**特別監査を実施**（1/15～29まで4回、**2/19事業許可取消**）
- 事業用自動車事故調査委員会→2017.7.5 報告書とりまとめ
- 石井大臣（1/16）、山本副大臣（1/15）が現地を視察
- 全国の貸切バス事業者に対し、街頭監査・集中監査を開始（1/19以降）
- **軽井沢スキーバス事故対策検討委員会開催（2016/1/29から6/3まで計10回開催）**
- **「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」とりまとめ（6/3）**
- **改正道路運送法公布（12/16）**
 - ・5年ごとの許可更新制の導入（2017/4/1施行）
 - ・貸切バスの適正化機関の創設（2017/6末までに全ブロックで創設済）

<バス事業者概要>

- 事業者名：(株)イーエスピー
（東京都羽村市富士見平）
- 許可年月日：2014年（平成26年）4月18日
- 保有車両数：12台
- 事故車両：三菱製大型バス
初度登録年度：2002年（平成14年）10月

<特別監査で判明した主な違反>

- ✓ 始業点呼の未実施
- ✓ 運行指示書の記載不備
- ✓ 運転者の健康診断の未受診
- ✓ 運賃の下限割れ 等

● 事故の状況

※長野県警提供



● 事故車両の損傷状況

※運輸支局職員撮影



※**長野県警は、社長ら3名を、業務上過失致死傷等で書類送検（2017/6/27）。**
長野地検が社長及び運行管理者を起訴（2021/1/21）。（運転者は死亡のため不起訴）
長野地裁で初公判（2021/10/21）。
社長に禁固3年、運行管理者に禁固4年の実刑判決（2023/6/8）。**両者とも控訴中。**

- 総合的対策については、H28.6にとりまとめ、公表。
- 事故原因をとりとまとめた事業用自動車事故調査報告書は1年後のH29.7に公表。

事故原因

- 事業者は、運転者に健康診断及び適性診断を受診させていなかった。また、大型バスでの山岳路走行等について運転経験及び運転技能が十分でなかった可能性が考えられ、このような**運転者に事業者が十分な指導・教育や運転技能の確認をすることなく運行を任せていた**ことが事故につながった原因であると考えられる。

- 運行管理者は、運行経路の調査をしないまま、不十分な運行指示書を作成・使用**しており、運行前の始業点呼を実施せず、運行経路や休憩場所の選定が運転者任せになっていた。
- 事業者は、インバウンド観光の増加などでツアーバスの需要が大きく伸びた時期に事業参入しており、事業規模の急激な拡大に運転者の確保・育成が追いつかず、**安全を軽視した事業運営**を行ってきたことが事故につながった背景にあると考えられる。

- 貸切バスの運転者は、本来エンジンブレーキ等を活用して安全な速度で運転すべきところ、十分な制動をしないままハンドル操作中心の走行を続けたもの**と考えられ、このような通常の運転者では考えにくい運転が行われたため車両速度が上昇して車両のコントロールを失ったことが、事故の直接的な原因と考えられる

総合的対策

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

- 初任運転者等に対する指導監督内容の拡充
- ドライブレコーダーによる映像の記録・保存義務付け等
- 運行管理者の資格要件の強化
- 運行管理者の必要選任数引上げ
- 夜間・長距離運行時の乗務途中点呼義務付け 等

(2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等

- 法令違反の是正指示後30日以内の是正状況確認監査の実施
- 複数回にわたり法令違反を是正しない事業者の事業停止・事業許可取消
- 輸送の安全に関わる処分量定、使用停止車両割合の引上げ
- 悪質性や事故の重大性等を勘案した事業許可取消等（一発取消し）導入
- 運行管理者に対する行政処分基準の強化
- 事業許可の更新制の導入、安全投資計画、事業収支見積書作成義務付け
- 輸送の安全確保命令に違反した者に対する罰則の強化 等

(3) 監査等の実効性の向上

- 監査対象の重点化による国の監査業務の見直し
- 適正化機関の活用による監査の重点化 等

(4) 旅行業者、利用者等との関係強化

- 下限割れ運賃を防止するための通報窓口の設置 等

(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

- ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進
- 車体へのA S V搭載状況表示 等

- バス事故後の取組により、再発防止策として策定した**総合的な対策（85項目）**について**全て対応**。
安全性向上目標においても着実な進捗を確認

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の開催

- 2016年1月29日から開催（計10回）
- 同年6月3日に再発防止策として、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」（計85項目。右記参照）をとりまとめ

(1)貸切バス事業者等の遵守事項の強化	27項目
(2)法令違反の早期是正、不適格者の排除等	21項目
(3)監査等の実効性の向上	10項目
(4)旅行業者、利用者等との関係強化	20項目
(5)ハード面の安全対策による事故防止の促進	15項目

軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議の開催

- 2017年から計9回開催し、上記再発防止策の進捗等議論を実施
- 2018年には、**全項目(85項目)において対応を完了**
- 安全性向上目標（第2回会合で設定）においても、**着実な進捗を確認**
- 貸切バスの需要増加に加えて、本バス事故からの時間経過といった**状況の変化も踏まえ、引き続き追加的な対策を実施してきた**（別添参照）

	2015	2024		目標
I 同乗者の死亡事故件数 (貸切バス事業者第一当事故に限る)	0件	0件	・ ・	0件を継続
II 同乗者の負傷事故件数	43件	21件	・ ・	R7までに半減(22件)

主な課題

①貸切バス事故の発生

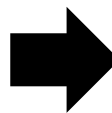
- 軽井沢バス事故後も、貸切バスの重大事故が発生(大型貸切バス横転事故(静岡県))
- また、コロナ後のインバウンド需要回復に伴い、貸切バスの需要が戻っていくとともに、事故件数も戻っていく傾向

②運行管理者や運転者の質や量の向上の必要性

- 少子高齢化による働き手の不足等を踏まえ、運転者数が不足するとともに、未熟な運転者が増加している可能性がある。
- また、人材確保のためにも、運行管理者の負担軽減を行っていく必要がある。

③軽井沢バス事故からの時間の経過について

- 同事故発生から時間が経過したこともあり、本事故を承知していない可能性がある者（例えば、貸切バス事業への新規参入者等）に対して、事故の経緯や安全対策の必要性等の説明を行っていく必要がある



主な対策

①貸切バスの安全性向上

- 安全規制や監査の強化、補助の拡充等様々な政策を実施し、安全性を向上。

(政策の例)

- 貸切バスへの安全規制強化(デジタコ義務化等)
- 貸切バス事業者に対する集中的な監査の実施
- 健康起因事故への対応を強化（各種マニュアルの作成、スクリーニング検査受診支援 等）
- 事故調査報告書における啓発活動の強化
- ハード面の対策を強化(EDR搭載義務化) 等

②運行管理者や運転者の質や量を向上

- DXの活用や運賃の見直し等様々な政策を実施し、運転者等の質や量を向上。

(政策の例)

- I C Tの活用による運行管理業務の高度化
- 実技指導動画の作成や外部研修受講の支援
- 運転者の賃上げ原資確保のための貸切バス運賃見直し・周知

③普及啓発について

- 新型コロナウイルス感染状況の改善に伴う貸切バスの需要回復を見据え、改めて安全確保対策をパンフレット等で周知

- 総合的な対策（85項目）については、2018年には全項目において対応を完了。
 - 追加的な対策についても議論し、順次実施。
 - 他方、現状を更に分析したところ、次のような課題が存在。
 - 人手不足が深刻化する中、DX技術も活用して、安全対策の追求を更に行っていく必要
 - バス協会への加盟率が6割に留まる中、貸切バス事業者に対し、安全に関する情報共有等をより効果的に促進していく必要
 - 貸切バスの輸送の安全を、事業者にとどまらず利用者を含めた関係者に対し、より分かりやすく普及啓発していく必要
- 
- 今後は、軽井沢バス事故から10年を機に、同事故のフォローアップを実施してきた本会議に代えて、貸切バス全体について情報共有・普及啓発の取組を議論するとともに、更なる安全対策の協議を行う場として、次年度「貸切バス安全対策協議会（仮称）」を設置（年に一回程度開催）
 - 同協議会の下に実務者会合を設置し、具体的な議論を実施。

本協議会で取り上げる議題について（現時点の想定）

柱立て	対策の例
①DX技術活用等による安全対策の更なる追求	• DX技術活用による運行管理の高度化や監査の効率的な実施、監査の強化
②安全に関する情報共有	• 貸切バスの事故、ヒヤリハット、優良事例について、個々の貸切バス事業者への周知
③安全に関する普及啓発	• 軽井沢バス事故の原因・対策等の動画の作成や、貸切バス事業者等の研修等での同動画の活用 • 広く貸切バス利用者の方々に向けた普及啓発の実施